

報 道 資 料

静岡市

(令和6年9月2日)

◆件名	休日勤務手当等の誤支給	
◆覚知日	2023年10月4日	
◆概要	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河区役所で警備業務に従事した会計年度職員(警備員)に支給する休日勤務手当について、手当額を算出する際に、2017年度から使用しているマニュアルに誤りがあり、支給額に過不足が発生していたことが判明しました。 ・地方自治法で追給や返納を求めることができる2019年9月から誤りを覚知した前月の2023年9月までの5年間の支給分だけで対象者は18名(過少支給は6名185,711円、過大支給は12名734,370円)です。 ・過少支給者には追給することを伝えるとともに、過大支給者には返納を求めています。 	
◆経緯と対応状況	2023年 10月4日 10月中旬頃 2024年 3月 8月中旬	2023年10月支給分の休日勤務手当の算定過程で、前月9月支給分の手当額の誤りを覚知 手当額を算出する際に使用するマニュアルに誤りがあり、過去の支給分にも誤りのある可能性を覚知。誤りの内容の調査と正しい支給額の算定を開始 当面の対応として、在職者11名の2023年4月～10月実績分までの誤りを事情を説明した上で3月支給分で修正処理 調査が完了し、退職者7名も含め対象者18名に対して事情の説明を開始。本日までに15名に説明済み
◆原因	<ul style="list-style-type: none"> ・祝・休日から祝・休日以外またはその逆に日をまたいで勤務する場合の休日勤務手当の適用について、手当額を算出する際に使用している「駿河区役所警備員勤務体制に係る各種取扱いマニュアル」に誤りが発生していました。 ・その後も、何度かマニュアルの改訂が行われてきましたが、組織的なチェックが機能せず、過去、支給事務に携わってきた所属長を含む担当職員全員が、該当箇所の誤りに気づけませんでした。 	
◆今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「駿河区役所警備員勤務体制に係る各種取扱いマニュアル」の修正を行いました。 ・改めて休日勤務手当を含む給与関係事務に関する課内研修を実施します。 ・区役所所管のその他の事務にも根拠等に誤りがないか点検を行います。 	
◆問い合わせ	駿河区役所3階地域総務課 藤田、望月 電話 054-202-5814	

※別紙資料 無